

## 口座を開設される個人のお客さまへのお願い

預金口座を悪用した詐欺等の金融犯罪が発生しており、売買・譲渡・賃借された口座が詐欺被害の受け皿口座と利用され、大きな社会的な問題となっております。

当金庫では、不正利用される口座の開設を未然に防止するため、口座を開設されるお客さまに以下の事項についてお願いしております。

お客さまにはご不便、お手数をおかけすることとなりますが、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 口座の開設は最寄りの店舗にてお手続きください

口座の開設は、ご自宅やお勤め先に近くのご利用に便利な店舗にてお手続きください。遠隔地の店舗をご希望の場合には、その店舗を希望する理由をお尋ねさせていただきます。場合によっては、口座の開設をお断りすることがございます。

### 2. 口座開設の理由および利用目的をお伺いいたします

当金庫に口座を開設する理由および開設後の利用目的をお伺いします。場合によっては口座開設をお断りすることがございます。

### 3. ご本人確認のため、写真付の書類をご提示ください

ご本人さまであることを確認させていただくため、運転免許証、マイナンバーカードなどの写真付の書類をご提示ください。写真付でない本人確認書類をお持ちの場合には、公共料金領収書等の書類をご提示いただくなど、当金庫において必要と判断する方法により、ご本人さまの確認をさせていただきます。なお、日本国籍を保有せずに本邦に居住するお客さまにつきましては、在留資格・在留期間等の確認のため、在留カードもしくは特別永住者証明書をご提示ください。

また、別途、必要に応じてその他の公的書類をご提示いただく場合がございます。場合によっては、口座の開設をお断りすることがございます。

### 4. 多数の口座を開設されることはご遠慮ください

すでに当金庫に口座をお持ちの場合は、既存の口座をご利用ください。他金融機関分を含め、複数となる口座の開設をご希望の場合には、開設理由、利用目的や既存の口座の利用状況をお伺いさせていただきます。場合によっては、口座の開設をお断りすることがございます。

### 5. 第三者に利用させるための口座開設や開設した口座の売買等は犯罪です。

犯罪収益移転防止法により、第三者による口座の利用や口座の売買・譲渡・譲受・賃借は禁止されております。第三者による口座の利用や口座の売買・譲渡・賃借を目的とした口座開設はお断りさせていただきます。

また、当金庫は、口座の不正な開設・譲渡・利用に対して、金融機関として厳格に対応する方針です。

\*長期間利用されていない預金口座が不正利用されることによる被害を防止するために、2021年4月1日以降に新規開設された口座について、最後のお預け入れまたは払戻しから2年以上、一度もお預け入れまたは払戻しができない場合は、未利用口座管理手数料を引落としさせていただきます。